

姫路市規則第 63 号

平成28年12月20日

姫路市長 石見利勝

姫路市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則

姫路市火災予防条例等施行規則（昭和37年姫路市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第21条の2 条例第56条の4第3項の公表の対象となる防火対象物は、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第56条の4第3項の公表の対象となる違反の内容は、前項の公表の対象となる防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第21条の3 条例第56条の4第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。